

(様式第 1 号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	松本大清貿易株式会社				
所在地	長野県松本市中山 1 4 9 4 - 1				
入札参加停止の期間	令和 8 年 3 月 4 日 から 令和 8 年 5 月 3 日まで (2 か月)				
事実概要	対象会社は、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴され、令和 8 年 2 月 2 日までに松本簡易裁判所から罰金 20 万円の略式命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。				
理由	物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第 11 号 (不正又は不誠実な行為) に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。				
備考	【入札参加停止措置要領別表第 2 第 11 号】 <table border="1"><tr><td>不正又は不誠実な行為</td><td>11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</td><td>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</td></tr></table>		不正又は不誠実な行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
不正又は不誠実な行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内			